

(財)食品産業センター

環境委員会NEWS

No. 5

平成21年10月6日発行

<http://www.shokusan.or.jp/kankyo/committee/index.html>

(財)食品産業センター環境委員会

事務局 砂田・下田

TEL:03-3224-2384

FAX:03-3224-2398

=====

日頃より(財)食品産業センター 環境委員会の活動にご理解とご協力賜り誠にありがとうございます。

最近の容器包装リサイクル制度及びカーボンフットプリントに係る情報についてご連絡いたします。

1. 9月17日「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る中間とりまとめ（平成22年度入札に向けた取りまとめ（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果が経済産業省HPに公示されました。

パブリックコメントが公示されている経済産業省のURLです。

<http://www.meti.go.jp/feedback/index.html>

公示された「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る中間とりまとめ（平成22年度入札に向けた取りまとめ）」は、パブリックコメント前の原案と比較して内容の修正はありません。

また、(財)食品産業センターが提出した意見に対する結果は別紙（資料①：センター意見に対する結果）にまとめました。

2. 9月11日「平成21年度カーボンフットプリント制度国際標準化対応国内委員会」が開催され、財団法人食品産業センターから辻本委員（味の素）が出席されました。

議事内容は以下の通りです。

日時：平成21年9月11日 14:00～15:30

議題：1) カイロ会合報告

2) 次回ウィーン会合案内

- 3) IS014067-1 WD (ワーキングドラフト) へのコメント (事務局より原案到着が遅れ議題より削除され、原案到着後、委員に意見を求めることとなった。)
- 4) 国内の取組み状況について

詳細は辻本委員作成の委員会メモ (資料②: 平成 21 年度第 2 回 カーボンフットプリント制度国際標準化対応国内委員会メモ) を添付いたします。

===== 【セミナーのご案内】 =====

「容器包装リサイクル法セミナー」開催のご案内 (申込受付中)

札幌会場 (10月27日: 食品ロス削減セミナーも同時に開催)

東京会場 (11月5日)

仙台会場 (11月27日: 食品ロス削減セミナーも同時に開催)

名古屋会場 (12月2日)

資料① 「食品産業センターが提出した意見(パブリックコメント)に対する結果」

「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る中間取りまとめ(平成22年度入札に向けた取りまとめ(案))に対する意見の募集の結果」より食品産業センターの意見に対する回答部分を抜粋しました。

パブコメ意見に対する考え方			
番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
2. 材料リサイクルの優先的取扱いを巡る経緯等			
2	技術革新は厳しい競争環境の中で進むのが一般的であるため「強い競争環境が回避され、技術の進展等を促したと考えられる」との記述は削除すべきである。	5	材料リサイクル事業者において、強い競争環境が回避されたこと、また技術の進展があったことは事実であるため、修正の必要はないと考えます
7	今般の合同会合におけるヒアリングの報告者を明確にする観点から「ヒアリング」を「主に材料リサイクル事業者を対象としたヒアリング」に修正すべきである。	3	ヒアリングの報告者を列記することは、材料リサイクル事業者をはじめ、ケミカル事業者等、いろいろな方からヒアリングを実施していることから適当でなく、ここではヒアリングの代表的な内容を記載しています。
8	適否の結論が出ていないのに課題を抱えたまま措置を継続するのは単に既成事実を積み上げるだけで問題解決にならない。このため「合同会合取りまとめ以降もその適否に関する結論を否定する事実も判明していないことから、」を削除すべきである。	5	平成19年6月の合同会合取りまとめでも「特定の手法の優位性を示すには到らなかった」とされており、結論を否定する事実は判明しておりません。また、優先的取扱いの在り方については、今後の技術動向や処理の実施状況、環境負荷分析(LCA分析)等の科学的知見の把握及び評価、今回導入する措置の実施状況等も踏まえ、検討を行うこととしております。
3. 平成22年度において導入すべき措置			
(4)入札制度以外の改善			
52	特定事業者は再商品化製品の利用に向けて努力しており、3Rの努力を回避しているかのような表現は修正すべき。また、再商品化製品の使用は全ての事業者が取り組むべき責務であり、特定事業者のみにその責務が過重に課されるべきではない。	6	当該記述は容器包装リサイクル法第11条～第14条の規定を記述し、これとは別に当該者の再商品化製品の利用に係る取組について記述したもので、排出抑制を含め特定事業者の3Rの取組全体を評価したり、あるいは他の事業者や消費者との利用に係る責務の軽重を言うものではありません。なお、特定事業者が進める3Rの取組を含め、関係者の「共創」を促進することとしています。
58	汚れの付着した容器包装の排除が重要であることを明記すべき。また、ラップ類の排除のみを強調する必要はない	4	汚れの付着した容器包装の排除の重要性に鑑み、再商品化が困難なものの例示として、洗浄が困難なラップ類を示しています。なお、付着した汚れの洗浄が困難であることは文意から明らかであると考えます。
4. 中長期的課題について			
69	「夏頃」がいつを指しているのかが不明であるため、平成23年度入札に反映できるよう、「平成22年6月」までに結論を得るものとすべき。	4	概ね来年夏頃までに結論を得て、平成23年度の入札に反映できることが望ましいと考えています。

2009.10.01

資料② 「H21年度第2回カーボンフットプリント制度国際標準化対応国内委員会メモ」

味の素㈱ 辻本

1. 日時：2009年9月11日 14:00～15:30
2. 議題：
 - 1) カイロ会合報告
 - 2) 次回ウィーン会合案内
 - 3) ISO14067-1 WD (ワーキングドラフト) へのコメント (事務局より原案到着が遅れ議題より削除され、原案到着後、委員に意見を求めることとなった。)
 - 4) 国内の取組み状況について
3. カイロ会合報告 (エキスパート 中原氏)
 - 1) 開催：6/22～25
 - 2) 参加者：50名、約20ヶ国。日本から3名のエキスパート。オブザーバー20名。
 - 3) 議論：全体に相互認識がかみ合っておらず、つめ切れていない (稲葉委員長)
 - ① 初日：Part 1 (算定方法を扱う) について、日本からの「PCRを前提に検討すべき」はすんなり受け入れられた。
 - ② PartialCFPは、日本からPart 1からPart 2 (コミュニケーションを扱うパート) に変更を主張したが受け入れられなかった。
 - ③ カットオフ基準の5%という数字は規定しすぎという意見を日本から提出したが、反対多数であった。
 - ④ 使用段階の期間設定：必要と言う議論と不要と言う議論が平行線で終わる。
 - ⑤ バイオマスによる吸収：議論がまとまらず、議長より次回具体化する方針で留まる。
 - ⑥ 対象とするGHGガス：日本から多くを規定しすぎと主張したが、拒否された。
 - ⑦ 使用段階のGHG排出に対する期間設定の必要性について英国、ニュージーランド、フィンランドから主張があり、他国から必要なしとされたが意見書 (配布資料6) が各国に配布されてきた。英国はPAS2050にも規定しており設定にむけた意思が強い。議長判断により次回結論付けることになった。
4. 次回 ウィーン会合とそれ以降の予定
 - 1) 9/30 WD2に対するコメントの提出期限。
 - 2) 10/19～21 ウィーン会合
 - 3) 11月 委員会原案の登録
 - 4) 2010年5月 国際規格案の登録
 - 5) 2011年5月 最終国際規格案の登録
 - 6) 2011年11月 ISO 規格発行

5. WD2 への日本の方針：次回ウィーン会合に向けて

- 1) PCR ベースとすること、プログラムベースとすることは概ね了承されたとして必要であれば確認する。
- 2) カーボンフットプリントは、比較を支援する。ということを確認ベースまで引き上げる様努める。
- 3) 用語の定義の再確認等。継続的に検討。
- 4) 国内の制度との整合性をとる為、PART 1 は算定方法、PART 2 はコミュニケーションという区分をより明確にするよう意見を表明していく。
- 5) Partial CFP は Part 1 から Part 2 に移すよう主張していく。
- 6) カットオフ基準 5% は例示に留めるようコメントしていく。
- 7) GHG 排出のアセスメント期間については、英国より設定するよう（例えば 100 年）主張されているが、わが国としては、end of life まで含めた全体を評価する考え方で対処したい。
- 8) 特定の温室効果ガス発生源と吸収源の取扱い
 - ① 土地利用変化の扱いについて詳細な規定がされているが、削除を求める。
 - ② 再生可能なバイオマスの定義は、ドイツから「成長量が消費量を上回ることを証明できる場合」と主張されているが、「成長量が消費量を上回る場合」という表現に留めるよう提案する。
- 9) GHG 対象ガスは、規定しすぎであり京都議定書の内容に留めるよう再度主張する。
- 10) Communication と Verification のための準備にむけ議論を牽引する。

6. 国内の取組み状況

- 1) PCR 登録制度の進捗状況：現在 PCR の登録制度が開始され、9 月 2 日現在 41 件の登録があった。
- 2) 内 3 件（精米、菜種油、衣料用粉末洗剤）は認証が終了した。

7. 各国の状況

- 1) 試行開始国が増加：英国、フランス、スウェーデン、スイス、オーストラリア、韓国
- 2) 英国：①テスコ社（大手小売）は 2009 年末まで 500 製品（表示）予定。②ポテトチップの CFP 基準値を変更。
- 3) フランス：環境情報表示の法律による義務化を策定中。
- 4) スウェーデン：オーガニック製品認証機関が、食品へ気候変動影響に関するラベリングを策定中。
- 5) オーストラリア：英国の制度を運用開始。パンで適応。

8. 質疑

- 1) PCR 基準となることに英国等は同意しているか？：その通り。

- 2) 海外から日本のPCRの動きに対する評価は？：PCRの問合せ対応、ミーティングの開催予定。ボストン、ドイツでセミナー、HP英文化。また、スウェーデン、韓国との連携を計画している。
- 3) PCRの修正は？：現在は提出された内容を評価している。不具合が生じたら修正するというフレキシブルなスタンスで行きたい。
- 4) 国内の制度は一部の早いもの勝ちになってないか？：申請者がPCRを登録した段階で同業者は手を挙げないと作成に参加できないことになっている。

以上